

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第16号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和28年香川県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号。以下「給与条例」という。）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>(支給職及び区分)</p> <p>第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）第7条の2の規定により給料の特別調整を行う職及びその職に係る給料の特別調整額の区分は、別表第1のとおりとする。</p>
<p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員（給与条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第2条 別表第1に掲げる職を占める職員（職員の給与に関する条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員に係る同表の区分欄に定める区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間等条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に同項又は同条第5項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。</p>
<p>(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)</p> <p>第3条 給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（給与条例第4条第12項に規定する再任用職員を除く。）のうち、そ</p>	

の職務の級が給与条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日）以後の給料の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第3条の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（」とあるのは「給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成24年香川県人事委員会規則第16号）の施行の日（」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。